

しあわ ねが ねが ねが
幸せは、わたしの願い あなたの願い みんなの願い

だれ しあわ い じんけん
誰もが幸せに生きていけることが、人権です。

しかし、人権が侵害される事件や事象が、久留米市でも起きている現実があります。
また、当たり前だと思っでいることで、誰かを無意識に傷つけていることもあるのかも
しれません。人権は、無視したり、踏みにじったりしてはならないもののはずなのに…。

だれ あんしん く
誰もが安心して暮らしていけるまちへ

私たちは、暮らしの中で、さまざまな人権課題に出会います。私たちは、それらの課題や、
生きづらさをかかえている人たちの思いについて、どれだけ知っているでしょう。

出会いの中で、今まで気づかなかったことに気づき、正しく知っていくことで、自分自身も豊かにな
っていくのではないのでしょうか。正しく知ることは、あらゆる人権課題の解決への第一歩となり、誰も
が安心して暮らしていけるまちづくりにつながります。



わたしたちのまわりの解決しなければいけない人権課題

人権侵害の事例	
■女性の人権を守ろう	■子どもの人権を守ろう
■高齢者の人権を守ろう	■障害を理由とする偏見や差別をなくそう
■同和問題に関する偏見や差別をなくそう	■アイヌの人々に対する理解を深めよう
■外国人の人権を尊重しよう	■HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
■刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう	■犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
■インターネットを悪用した人権侵害をなくそう	■北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
■ホームレスに対する偏見や差別をなくそう	■性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
■性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくそう	■人身取引をなくそう
■東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう	

法務省「平成28年度啓発活動年間強調事項」

1948(昭和23)年12月10日 国際連合において『世界人権宣言』採択

第1条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。
人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を持って行動しなければならない。

わが国においても毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、久留米市でも「人権
尊重週間」として講演会や啓発活動などを行い、「一人ひとりが輝く人権が尊重されるまち」をめざし
ています。

◆久留米市内で開催する人権尊重週間事業

- | | | |
|-------------------|---------------------|---------------|
| 【第15回人権フェスタたぬしまる】 | 日時：12月3日(土) 9:30～ | 会場：田主丸そよ風ホール |
| 【2016城島地域人権学習会】 | 日時：12月3日(土) 13:30～ | 会場：城島げんきかん |
| 【2016北野地域人権講演会】 | 日時：12月8日(木) 18:30～ | 会場：北野生涯学習センター |
| 【2016三潯地域人権講演会】 | 日時：12月8日(木) 19:00～ | 会場：三潯生涯学習センター |
| 【2016市民のつどい】 | 日時：12月10日(土) 14:00～ | 会場：久留米シティプラザ |

